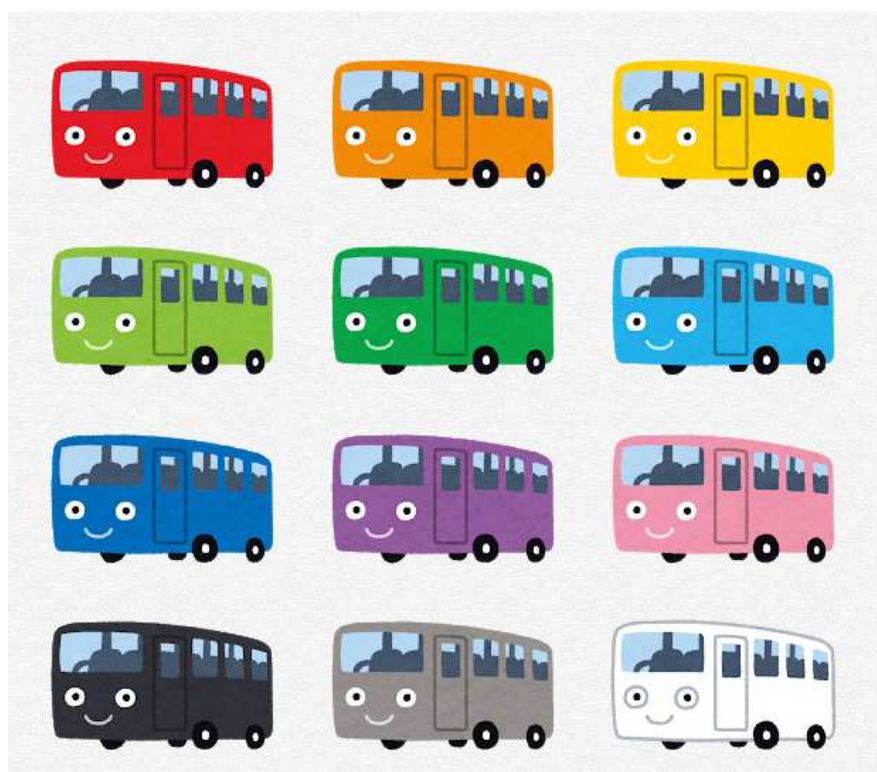


社会教育バス 運行ガイド



船橋市教育委員会
生涯学習部社会教育課

※社会教育バスは、みなさまの自主的な研修に役立てるために運行しています。

運行経路の下見や地図の作成等も研修の一環です。決められた書類はもれなく作成して提出してください。

使用案内

1. 使用できる団体

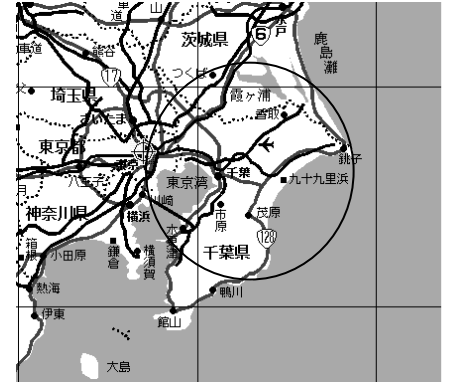
- 社会教育施設
- 市内で活動する社会教育関係団体（公民館で活動する社会教育関係団体・船橋市子ども会育成連絡会に加盟している子ども会・船橋市PTA 連合会に加盟しているPTA 等）
- 連合町会、町会・自治会
- 公共的団体・福祉団体・障害者福祉団体

2. 運行時間・範囲

- **午前9時～午後5時30分** 運行時間を厳守してください。
※船橋市社会教育バスの使用に関する規則では、午後6時まで使用可能となっておりますが、交通渋滞等が発生する可能性を考慮し、運行計画は午後5時30分までで立てていただくようお願いしております。
- 運行範囲は、運行時間内であれば県内・県外を問いません。

最大運行範囲の目安 **東**:銚子市 **西**:横浜市 **南**:鋸南町 **北**:つくば市周辺

- **季節により道路の混雑の状況が異なります。研修計画書作成には、十分注意してください。**
- 当日、交通状況等により経路を変更する場合があります。



3. 運休日

- 毎週月曜日、毎月第3日曜日、祝休日の翌日、12月29日～翌年1月3日
※毎年4月1日～7日は、バス会社との契約の都合上、運行できません。

4. 使用人数

- 使用人数は **30人以上50人以下** うち1人は添乗責任者としてご乗車ください。
※30人未満での使用はできません。
※使用人数は、上記のとおりとしておりますが、配車されるバスの車種によっては50人以上乗車できる場合があります。やむを得ず50人以上の乗車が必要な場合はご相談ください。
- 参加者名簿を提出した時に30人を超えていても当日になって参加できない人ができる可能性もあるので、40人程度の参加者を集めておくのが理想です。

5. 使用料

- 無料です。ただし、有料道路・有料駐車場等の使用料は、各団体で負担してください。
- 有料道路は、特大車両の料金です。

6. 設備

- マイク、モニター、DVD プレイヤー
※使用できる CD・DVD には規定があります。原則、視聴覚センターでお貸し出ししているものをご使用ください。（視聴覚センター TEL:047-422-7731）
- その他、バス下部には荷物入れがあります。車椅子の収納にはこちらの荷物入れをご利用ください。

申込方法

1. 抽選会に参加して申込みをする場合

- ・原則、使用する月の3ヶ月前の**第1木曜日午前10時から**抽選会を行います。参加する方は、**午前9時50分まで**に会場にお入りください。

(日程・会場等、抽選会に関する詳細な情報は、市ホームページに掲載しております。)

例：7月に使用したい場合は、4月に実施する抽選会に参加してください。

2. 抽選日以降に申込みをする場合

- ・空きがあれば**抽選日の午後1時以降**に先着順で受付します。(電話での申込みも可)
- ・抽選日以降、使用日の1ヶ月前まで申込みが可能です。

※抽選会に参加いただける団体は、**社会教育施設、社会教育関係団体、連合町会、町会・自治会**です。公共的団体、福祉団体、障害者福祉団体は、**抽選日の午後1時よりお申込み**ください。

使用のキャンセルについて

- ・予約後は、使用のキャンセルや使用日の変更は**できません**ので、よくご検討いただいた上でお申込みください。
- ・ただし、自然災害等運行に危険が伴う場合は、ご相談ください。

提出書類

※窓口または郵送でご提出ください。

<使用日の2ヶ月前の月末まで>

- ① 社会教育バス使用申請書・研修計画書(第1号様式・第2号様式) **【3枚複写書式】**
- ② 配車場所地図
- ③ 最寄りの幹線道路から目的地までの進入経路地図
- ④ 帰着場所地図 **【配車場所と異なる場所に帰着する場合のみ】**

記載例：5・6ページ
作成方法：7ページ

<使用日の1週間前まで(郵送で提出する場合は使用日の2週間前まで)>

- ・使用者名簿(第3号様式)

※**名簿は「氏名」「住所」「年齢」の3項目が必須項目**です。全項目が揃っていれば、ご自身で作成したものや、団体名簿のコピー等でも構いません。

※「使用者名簿」をご提出いただいた際に、「使用可否決定通知書」を交付、同時に「利用報告書」の様式をお渡しします。(郵送でご提出いただいた場合は、返送します。)

<使用日> 交付された「使用可否決定通知書」は、使用日に運転手に提示してください。

- ・利用報告書

※**運転手に直接ご提出**ください。

配車・帰着場所

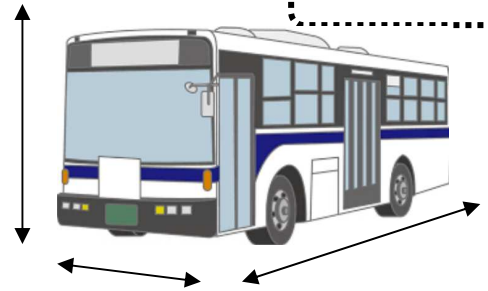
- ・配車場所・帰着場所は、原則、それぞれ船橋市内の1か所に限ります。
- ・配車場所と異なる場所に帰着することも可能です。
- ・バスがUターンでき、安全にバスが駐車できる場所を確保してください。
- ・配車・帰着場所として使用する際は、必ずその場所の管理者に許可を得てください。

<配車及び帰着が不可能な場所>

- ・天沼公園（土・日曜日のみ不可）
- ・交通量が多く、通行の妨げになる場所
- ・道路幅が狭く、バスがUターンできない場所
- ・一方通行で、折り返しができない場所

高さ 約 3.6m

サイズの目安



幅 約 2.5m

長さ 約 12m

バス使用上の注意

1. 使用目的

- ・研修が主体です。社会教育・生涯学習の一環として知識や視野を広げるような学習・見学・体験等を実施することを目的として使用してください。
- ・買い物や、娯楽施設等への送迎などの使用は認められません。

2. 研修計画

- ・必ず行き先の下見をしてください。
- ・昼食場所、トイレ休憩場所等、運行経路の確認や、駐車場の確保を忘れずに行ってください。
- ・目的地までの経路上で「大型乗用自動車等通行止め」の標識がある部分は通行できないため、下見の際に通行できても迂回しなければならない場合があります。（船橋市内の一部に限り、警察署に「通行禁止道路通行許可」を受けることができますので申請書提出時にお申し出ください。）
- ・下見の際には交通規制を確認の上、提出書類を作成してください。

3. 留意点

- ・車内での飲食・喫煙は禁止です。
- ・走行途中の乗車・下車は原則として認められません。
- ・走行中、席を立ったり窓から手を出したりする行為は危険ですのでやめてください。
- ・運転中は危険ですので、運転手に話しかけないでください。
- ・運転手への運行に関するお話は、代表者（1人）からお願いします。
- ・ゴミは持ち帰るよう、ご協力をお願いいたします。
- ・緊急の事故・故障等により、バスの運行が不能になった場合、これに伴う補償はできかねますので、ご了承ください。
- ・バスは、運行に伴う車輛保険に入っていますが、行事保険等には加入していませんので、各団体で対応してください。

a.大型乗用自動車等通行止め
※通行できません



b.大型貨物自動車等通行止め
※通行できます



※参考※

学習施設案内

- ◇防災学習
 - ・本所防災館 東京都墨田区横川 4-6-6
 - ・東京臨海広域防災公園（そなエリア）江東区有明 3-8-35
 - ・西部防災センター 松戸市松戸 558-3

- ◇歴史学習
 - ・江戸東京博物館 墨田区横網 1-4-1
 - ・伊能忠敬記念館 香取市佐原イ 1722-1
 - ・千葉県立房総のむら 印旛郡栄町龍角寺 1028
 - ・国立歴史民俗博物館 佐倉市城内町 117

- ◇工場見学
 - ・雪印メグミルク(株)野田工場 野田市上三ヶ尾字平井 256-1
 - ・明治なるほどファクトリー守谷 茨城県守谷市野木崎3456
 - ・もの知りしょうゆ館 野田市野田 110
 - ・ヤマサ醤油(株)銚子工場 銚子市北小川町 2570
 - ・米屋株式会社第二工場 成田市新泉32
 - ・クノール食品川崎事業所 川崎市高津区下野毛 2-12-1

- ◇美術館
 - ・三陽メディアフラワーミュージアム 千葉市美浜区高浜 7-2-4
 - ・DIC 川村記念美術館 佐倉市坂戸 631
 - ・東京都現代美術館 江東区三好 4-1-1

- ◇科学館
 - ・科学技術館 千代田区北の丸公園 2-1
 - ・リスーピア 江東区有明 3-5-1 パナソニックセンター東京内
 - ・日本科学未来館 江東区青海 2-3-6
 - ・がすてなーにガスの科学館 江東区豊洲 6-1-1
 - ・筑波宇宙センター つくば市千現 2-1-1

- ◇動・植物・自然観察
 - ・市川市動植物園 市川市大町 284
 - ・水郷佐原水生植物園 香取市扇島 1837-2
 - ・葛西臨海水族園 江戸川区臨海町 6-2-3

※施設の都合により研修が実施できない場合があります。
休館日や改修工事等、よく確認をして計画を立ててください。

ほかにも社会教育バスで行くことができる範囲には多くの学習施設があります。
学習目的に合わせて施設を選択してください。

<<申請書の記載例>>

(第1号様式)

No. _____

船橋市社会教育バス使用申請書

平成 年 月 日
 船橋市教育委員会教育長 へあて 公民館活動団体・町会(自治会)の子ども会
 町会名(自治会名)です
 団体名 〇〇サークル・〇〇町会
 代表者住所 会長の自宅住所
 代表者氏名 会長名

下記により、社会教育バスの使用を申し込みます。

記 運行経路内の時間と合わせる

| | | | |
|--------------|--|------------|-----------------|
| 使用日時 | 年 月 日 () 午前 9時00分 ~ 年 月 日 () 午前 5時30分 | | |
| 主要行先 | 〇〇学習など主な目的を記入 | | |
| 研修目的 | 体験学習・環境学習・施設見学 予定人数を記入 | | |
| 使用人員 | (大人) 35人 | (児童・生徒) 5人 | 合計 40人 |
| 運行経路 (時間) | 配車場所 〇〇〇 (〇〇道路・IC入) (〇〇道路・IC出) □□ (第1目的地) 9:00 発 → 11:00 着 昼食 13:00 発 (〇〇道路) △△ (第2目的地) (〇〇道路・IC入) ▲▲PA 13:30 着 15:00 発 → 16:30 着 トイレ休憩 ▲▲PA (〇〇道路・IC出) 帰着場所 16:00 発 → 17:30 着 (雨天の場合) 雨天で変更のある時は記入して下さい。 | | |
| 配車場所 | 〇〇〇駐車場(出発時の乗車場所) | | |
| 引率責任者 | 氏名 | 〇〇 〇〇 | 連絡先 ※必ず連絡できるところ |

帰着場所を設定する場合(配車場所と異なる場所にバスを帰着させる場合)は、下記のように、記載してください。
 ※「帰着場所」を手書きで追記してください。

配車場所 〇〇〇駐車場 / 帰着場所 ×××駐車場

| | | | | | | | |
|----|----|------|-----|----|----|------|--------|
| 決裁 | 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係員 | 係員 | 文書審査 | 公印使用承認 |
| | | | | | | | |
| 処理 | 許可 | | 不許可 | | | | |

研 修 計 画 書

| | | | |
|----------------------------------|---|-------------------|---------------|
| 使用団体名 | 〇〇サークル・〇〇町会 | | |
| 期日及び引率責任者 | 月 | 日 | 氏名 |
| 研修のねらいと 目的地 | ねらい | 左の申請書と同じように記入 | |
| | 目的地 | | |
| 事前の準備 〔呼びかけの 方法、開催 要項等〕 | ※参加者に配布する「お知らせ」「チラシ」がある場合は、「別添」とし、添付書類として提出 <p style="text-align: right;">(別紙でもよい)</p> | | |
| | 時間 | 主な研修内容 | 担当者 または指導者 |
| 研修の内容は 具体的に記入 研修の日程 | 9:00 | あいさつ、自己紹介など | 〇〇会長 |
| | (車中) | 車内事前学習・レクリエーションなど | |
| | 目的地着 | | 施設案内係 |
| | 11:00 | 〇〇にて昼食後、各自体験学習 | |
| | 13:00 | ××時代の〇△を体験する | |
| | 13:30 | △△で班ごとに施設見学 | |
| 15:00 | ××の成立や〇〇の歴史について学習 | | |
| 目的地発 | | △△実行委員 | |
| (車中) | 参加者の感想、反省など | | |
| 17:30 | 帰着 | | |
| 研修における 留意点 | 事故の防止策や立案、運営時の心構えや注意点 | | |

<<地図の作成方法>>

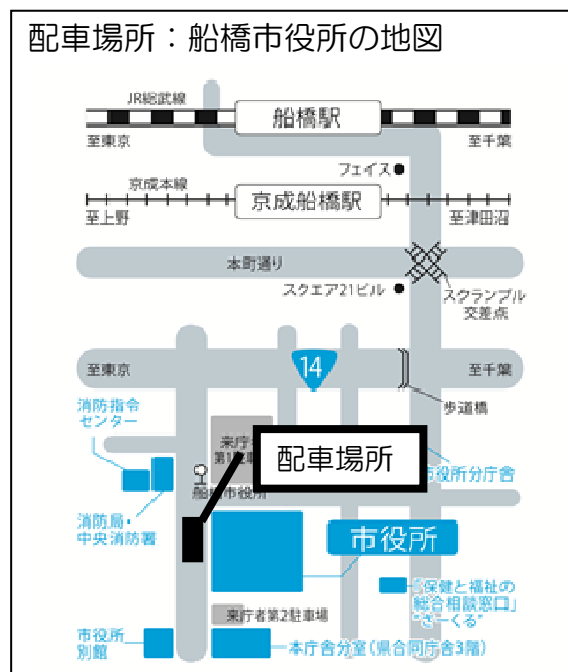
- 地図は目的地ごとにご用意ください。幹線道路上でバスを停車させる場所全ての地図が必要ですので、トイレ休憩等で立ち寄る場所も地図をご用意ください。
- バスを回送させる場合（目的地・施設等併設の駐車場ではなく、異なる場所の駐車場にバスを駐車する場合は、「みなさんが乗降する地点」「バスを回送する駐車場」の両方がわかる地図をご用意ください。

例えば、下記の運行経路の場合、用意する地図は以下のとおりとなります。

例) 配車場所：船橋市役所
↓ 第1目的地：□□博物館
↓ 昼食：△△食堂〇〇店
↓ ※店の前で降車後、バスを××駐車場へ回送（店の前から乗車）
↓ 第2目的地：●●美術館
帰着場所：船橋市役所

<用意する地図>

- ①配車場所地図：船橋市役所
 - ②最寄りの幹線道路から目的地までの進入経路地図(1枚目)：□□博物館
 - ③最寄りの幹線道路から目的地までの進入経路地図(2枚目)：△△食堂〇〇店（乗降場所）
 - ④最寄りの幹線道路から目的地までの進入経路地図(3枚目)：××駐車場（回送先）
 - ⑤最寄りの幹線道路から目的地までの進入経路地図(4枚目)：●●美術館
- ※配車場所と同一地点のため、「帰着場所地図」は不要



- 用意する地図は、左記の地図を参考に、目的地周辺の道路状況がわかる程度の縮尺でご用意ください。

問合せ

社会教育バスの使用に関するお問い合わせ・ご質問は、下記までご連絡ください。

船橋市教育委員会 生涯学習部 社会教育課

TEL：047-436-2895

FAX：047-436-2893



社会教育バス運行ガイド

改訂 平成31年4月

発行 船橋市教育委員会 生涯学習部社会教育課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

TEL：047-436-2895

FAX：047-436-2893

